

第8 税制の状況

- 1 平成24年度の税制改正の概要 141
- 2 平成24年度の県税の概要 146

平成24年度税制改正の概要

○平成23年12月改正

	改 正 点
個人住民税	平成25年1月1日から、退職手当等に係る分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する特例措置を廃止することとされました。
地方法人課税 (法人住民税) (法人事業税)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じることとされました。 (2) 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除する制度について、その法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとされました。 (3) 外国の法人税等の額を法人税割額から控除する制度について、その法人税割額に係る道府県民税及び市町村民税の申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとされました。 (4) 商工組合等の留保所得の特別控除制度について、適用期限の到来をもって廃止されることに伴い、所要の措置を講じることとされました。
道府県たばこ税 市町村たばこ税	<ol style="list-style-type: none"> (1) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあっては1,000本につき644円引き下げ(改正後:860円)、市町村たばこ税にあっては1,000本につき644円引き上げる(改正後:5,262円)こととされました。 (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあっては1,000本につき305円引き下げ(改正後:411円)、市町村たばこ税にあっては1,000本につき305円引き上げる(改正後:2,495円)こととされました。

○平成24年3月改正

	改 正 点
個人住民税	<ol style="list-style-type: none"> (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとされました。 (2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとされました。 (3) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとされました。 (4) 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を加えることとされました。 (5) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下「給与支払報告書等」といいます。)を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、その源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送付する方法又はその事項を記録した光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、その給与支払報告書等の提出について、その給与支払報告書等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織(eLTAX)を使用して送

	改正点
個人住民税	<p>付する方法又はその事項を記録した光ディスク等を提出する方法によって行わなければならないこととされました。</p> <p>(6) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保管・提出について、国税における源泉徴収関係書類の保管・提出の取扱いの法令化を踏まえ、所要の措置を講じることとされました。</p>
地方法人課税 (法人住民税) (法人事業税)	<p>(1) 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の制定に伴い、同法に規定する新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る法人事業税について、資本金等の額の6分の5に相当する金額を資本金等の額から控除する資本割の課税標準の特例措置を2年間講じることとされました。</p> <p>なお、関西国際空港株式会社及び指定造成事業者に対する資本割の課税標準の特例措置については、この特例措置の新設に伴い廃止することとされました。</p> <p>(2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算出する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講じることとされました。</p> <p>(3) 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講じることとされました。</p> <p>(4) 事業税の社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置等の対象となる社会保険診療の範囲について、社会保険診療の対象となっている介護療養施設サービスが廃止されること等に伴う規定の整備を行うこととされました。</p>
不動産取得税	<p>(1) 次のとおり税負担軽減措置等の創設・拡充をすることとされました。</p> <p>① 新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な措置及び管理に関する法律の規定に基づく環境対策事業の用に供する土地を取得した場合に不動産取得税を非課税とする措置等を講じることとされました。</p> <p>② 図書館、博物館及び幼稚園に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人(非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額5,000万円以下のものに限り)が設置する図書館、博物館及び幼稚園を追加することとされました。</p> <p>③ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を10年以上(貸付け時において65歳未満である場合には20年以上)受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合に、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する措置を講じることとされました。</p> <p>④ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加することとされました。</p> <p>(2) 次のとおり税負担軽減措置等の適用期限の延長をすることとされました。</p> <p>① 河川法に規定する高規格堤防(いわゆるスーパー堤防)の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>金を受けた者が、その土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6ヶ月）を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>③ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>④ 認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>⑥ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>(3) 次のとおり税負担軽減措置等の廃止をすることとされました。</p> <p>① 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定 中小企業承継事業再生計画に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置を廃止することとされました。なお、平成24年3月31日までに中小企業承継事業再生計画の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講じることとされました。</p> <p>② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとされました。</p> <p>③ 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除きます。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止することとされました。</p> <p>(4) 警戒区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、警戒区域等の見直しに併せ、所要の改正をすることとされました。</p> <p>(5) 警戒区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、警戒区域等の見直しに併せ、所要の改正をすることとされました。</p> <p>(6) 警戒区域内に所在していた農地に代わるものとして取得された農地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、警戒区域等の見直しに併せ、所要の改正をすることとされました。</p> <p>(7) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって、同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものとして建設する一定の要件を満たす鉄道施設の敷地の用に供する土地を平成29年3月31日までに取得した場合には、不動産取得税の課税標準の算定において一定の金額を控除する課税標準の特例措置を講じることとされました。</p>

	改正点
自動車取得税	<p>(1) 排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税について、その自動車（新車に限ります。）の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、次のとおり特例措置を講じることとされました。</p> <p>① 電気自動車等の取得について、自動車取得税を非課税とすることとされました。</p> <p>② 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いガソリン自動車等の取得について、税率を75%軽減することとされました。</p> <p>③ 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすガソリン自動車等の取得について、税率を50%軽減することとされました。</p> <p>(注) (1)及び(3)又は(4)の措置は選択適用とします。</p> <p>(2) 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車等（①において「低公害車」といい、新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の税率の特例措置、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり、見直しを行うこととされました。</p> <p>① 低公害車に係る税率の特例措置を廃止することとされました。</p> <p>② 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車等について、その自動車の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、取得価額から45万円を控除する特例措置を講じることとされました。</p> <p>③ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、軽減対象及び控除額を見直した上、3年延長することとされました。なお、控除額は、45万円、30万円、15万円の3段階とされました。</p> <p>(3) 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準の導入及びその目標が定められたタクシー車両に係る構造・設備基準の導入及びその目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、その構造・設備基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにその認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（新車に限ります。）に係る自動車取得税について、その取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、それぞれ一定の金額を取得価額から控除することとされました。</p> <p>(注) (1)及び(3)の措置は選択適用とします。</p> <p>(4) 車両総重量が8tを超えるトラック等に衝突被害軽減ブレーキを搭載する場合の技術基準の導入に伴い、その技術基準に適合した衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が8tを超えるトラック（トラクタ及びトレーラーを除きます。以下同じです。）及び車両総重量が13tを超えるトラクタに係る自動車取得税について、その自動車（新車に限ります。）の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日（車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日）までの間に行われたときは、その取得価額から350万円を控除することとされました。</p>

	改正点
自動車取得税	<p>(注) (1)及び(4)の措置は選択適用とします。</p> <p>(5) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバス（いわゆる過疎バス）に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>(6) 警戒区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、警戒区域等の見直しに併せ、所要の改正をすることとされました。</p>
自動車税	<p>(1) 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置（いわゆる自動車税のグリーン化特例）を、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、2年延長することとされました。</p> <p>(2) 警戒区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、警戒区域等の見直しに併せ、所要の改正をすることとされました。</p>

	東日本大震災に係る復興財源確保法に係るもの
個人住民税	<p>平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第38条に規定する個人の道府県民税の均等割の標準税率（1,000円）に500円を加算した額（1,500円）とすることとされました。</p> <p>また、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第310条に規定する個人の市町村民税の均等割の標準税率（3,000円）に500円を加算した額（3,500円）とすることとされました。</p>

	東日本大震災の被災者に係る臨時特例法に係るもの
個人住民税	<p>(1) 大震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において所得税における東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けたときは、現行の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとされました。</p> <p>(2) 住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加することとされました。</p> <p>(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を7年（現行：3年）に延長することとされました。</p> <p>(4) 居住用財産の買換えの特例等について、大震災のため、その買換資産等を取得すべき期間内に取得等をすることが困難となった場合には、その買換資産等の取得期間等を2年の範囲内で延長することとされました。</p>

2 平成24年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)平成21年10月から年金引き落とし 10月・12月・2月 その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円		
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額(国税)	5.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%)	
	県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)
	県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	3%	翌月の10日(毎月)
	県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日
	個人 の 事 業 税	次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合には第1期に全額納付)
※1 法 人 の 事 業 税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額		0.7%	法人の県民税と同じ
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 … 1.5% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 2.2% 800万円を超える額… 2.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 2.9% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 … 2.7% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 4.0% 800万円を超える額… 5.3% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 5.3%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 …… 2.7% 400万円を超える額… 3.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 3.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 1,504円 (旧3級品は1,000本につき716円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円	
			自家用		
トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円～29,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算			
トラック	自家用 積載量8トン以下	8,000円～40,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
※3自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	13%	核燃料挿入日から2月後の月の末日
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日

※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税(国税)が課されます。

※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算

※3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。